茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和7年8月1日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第33号

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成8年茅ヶ崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「177,950円」を「186,050円」に 改め、同表随時介護を要する状態の項中「88,980円」を「92,980円」に改め る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。